

# 事務局説明資料

## 平成28年3月14日(月)

## 決算短信及び四半期決算短信

- 決算短信及び四半期決算短信については、監査及び四半期レビューが不要であることの明確化、速報性に着目した記載内容の削減のほか、記載を要請する事項の限定等による自由度の向上について以下の提案と意見があったが、これらの点についてどのように考えるか。
  - ・ 決算短信及び四半期決算短信への記載を要請する事項をサマリー情報、経営成績・財政状態・今後の見通しの概況並びに連結財務諸表（四半期決算短信については、四半期連結財務諸表。以下、同じ。）及び主な注記に限定し、その他は企業が任意に記載できることとする。義務的な記載事項及び記載を要請する事項を可能な限り減らすことにより、それぞれの企業の状況に応じた開示を可能とする。

適時開示ルールなども踏まえ、投資者の投資判断を誤らせるおそれがない場合には、短信の開示時点では連結財務諸表の開示を行わなくともよいこととし、開示可能になった段階で連結財務諸表を開示することを認める。
  - ・ 企業が短信の開示時点で連結財務諸表の開示を行わない場合には、任意の形で投資者が必要とする財務情報が提供されることが必要。なお、短信の制度変更にあたっては、その趣旨を踏まえつつ、投資者と企業等との間での対話を通じ、投資者が必要とする情報が適時に提供されるようにすべき。

## 事業報告・計算書類と有価証券報告書との関係

---

- 事業報告・計算書類と有価証券報告書の記載事項の関係について、書類作成事務や監査事務の更なる合理化や早期化、また、欧米で見られるような一つの書類での双方の開示をより容易にする観点から、以下の点についてどのように考えるか。
  - 一般社団法人日本経済団体連合会が提供している事業報告・計算書類のひな型(以下「経団連ひな型」。)と有価証券報告書との間で記載を求める内容に差異が生じている部分があり、事業報告・計算書類と有価証券報告書の開示内容を共通化すべきとの指摘。

事業報告・計算書類の開示内容を規定している会社法施行規則及び会社計算規則は、各書類の様式や事業報告に関する記載の詳細については定めていない。

このため、経団連ひな型に即していなくても、会社法施行規則・会社計算規則の記載事項と有価証券報告書の記載事項に共通する記載を行うことにより、両者の記載事項の共通化が可能なことを明確化する。
  - このほか、有価証券報告書の「大株主の状況」においても自己株式を控除して計算を行い、事業報告との記載の共通化を図る。

## 対話の充実に向けた開示・総会開催日程

- 対話の充実に向けた開示・総会開催日程について、以下のような議論が行われてきたが、開示・総会開催日程についてどのように考えるべきか。
  - 株主との建設的な対話等を充実させるため、機関投資家等から、株主総会の開催前に有価証券報告書を開示すべきであるとの指摘があり、実際に、一部の上場会社は、株主総会の開催前に有価証券報告書を開示。また、有価証券報告書が事業報告・計算書類等と同時期に開示されれば、監査手続きの効率化に繋がるとの意見。
  - さらに、例えば3月決算の会社が、株主総会を7月に開催することにより、有価証券報告書の総会前開示が出来る企業が増加し、株主との建設的な対話の充実等につながるとの意見。このほか、総会開催を遅らせることにつき、以下のメリットとデメリットが指摘。
    - ＜メリット＞
      - ①有価証券報告書の総会前提出や株主総会議案の十分な検討時間の確保を通じた対話の促進
      - ②株主総会の開催日の集中緩和等に繋がらう
      - ③事業報告・計算書類等の提供時期を遅らせることが可能となり、その場合には監査時間の確保に資する
    - ＜デメリット＞
      - ①役員を選解任が後ろ倒しとなることにより経営上の意思決定の遅れが生じうる
      - ②決算早期化に向けたこれまでの経営努力が否定される
- また、制度上も、有価証券報告書と事業報告の「大株主の状況」等の記載時点を議決権行使基準日とすることができるようにし、7月開催とした場合における株主確定の事務負担の増加が生じないようにする。

## 事業報告・計算書類等の電子化

---

- 現行制度上は、株主から事前に同意を得れば、事業報告・計算書類等の全てを電子的に提供することが可能であるが、株主の事前同意がない場合は、電子的に提供可能な書類は、これらのうち株主資本等変動計算書・個別注記表など一部の書類のみ。
- 事前の同意なしに電子的に提供可能な書類の範囲を拡大し、事業報告・計算書類等の電子化が進めば、印刷に要する時間を短縮でき、株主総会議案の十分な検討時間の確保や、事業報告・計算書類等の作成・監査の時間の拡大に繋がる等のメリットがあるとの意見。
- 他方で、対象範囲や方法によっては、個人の議決権行使率の低下やデジタルデバイド(情報格差)の問題を招くおそれがあるとの意見。
- こうした意見を踏まえると、事前の同意なしに電子的に提供可能な書類の範囲を拡大することが望ましいが、デメリットに対しては各企業や株主の状況に応じた配慮が必要であると考えられるが、どうか。